

（議員用）

令和7年4月15日

宝塚市議会議長 様

議員名（※） 三宅 浩二



（※）自署しない場合は記名押印してください。

令和6年度 政務活動費収支報告書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり、令和6年度政務活動費に係る収入及び支出を報告します。

記

1 収入 政務活動費 888,000 円

2 支出	科 目	金 額
	研究・研修会費	- 円
	調査費	- 円
	広報費	- 円
	広聴費	- 円
	要請・陳情活動費	30,446 円
	資料作成・購入費	- 円
	人件費	- 円
	事務費	- 円
	合 計	30,446 円

3 残 額 857,554 円

支 出 内 訳 書

科 目	内 訳	
研究・研修会費 (0 円)	(1) 会場費	- 円
	(2) 講師謝金・旅費	- 円
	(3) 出席者負担金・会費	- 円
	(4) 旅費	- 円
	(5) 交通費	- 円
	(6) その他	- 円
調査費 (0 円)	(1) 旅費	- 円
	(2) 交通費	- 円
	(3) その他	- 円
広報費 (0 円)	(1) 広報紙・報告書印刷費	- 円
	(2) 送料	- 円
	(3) 会場費	- 円
	(4) その他	- 円
広聴費 (0 円)	(1) 旅費	- 円
	(2) 交通費	- 円
	(3) 会場費	- 円
	(4) 印刷費	- 円
	(5) その他	- 円
要請・陳情活動費 (30,446 円)	(1) 旅費	30,446 円
	(2) 交通費	- 円
	(3) 印刷費	- 円
	(4) その他	- 円
資料作成・購入費 (0 円)	(1) 資料作成費	- 円
	(2) 翻訳料	- 円
	(3) 書籍・新聞等購入代	- 円
	(4) その他	- 円
人件費 (0 円)	(1) 賃金	- 円
事務費 (0 円)	(1) 事務消耗品費	- 円
	(2) 備品費	- 円
	(3) 電話料	- 円
	(4) その他	- 円

(会派名または議員名) 三宅 浩二 1

[illegible]

政務活動費支出書

支出科目	要請・陳情活動費	内 訳	旅費	支出番号	1
支 出 日	令和6年9月18日		支出金額	30,446 円	
支 出 先	JAL他				
支出内容	要請・陳情活動				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	無	円減額

議長	副議長	部長	次長	課長	副課長	係長	係	合
別紙様式7-2 (議員用)								
要請・陳情活動報告書								議

宝塚市議会議長 様

議員名 (※) 三宅 浩二

(※) 自署しない場合は記名押印してください。

要請・陳情活動の結果について、次のとおり報告します。

- 要請・陳情先
(名称・相手方氏名等) 文部科学省 盛山正仁文部科学大臣
- 要請・陳情活動の実施場所
(名称・所在地) 文部科学省政務官室
- 期 間 令和6年9月18日 ～ 令和6年9月18日
- 出張者氏名 (議員名) 三宅 浩二
- 要請・陳情活動の内容 (概要) ※成果、所見等については別紙を添付
・学校施設環境改善交付金に係る要望 ～令和7年度予算編成に対する要望～

6 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
9/18	阪急 ✓	山本 ⇄ 蛍池	400円	有・無	② 200 × 2
	大阪モノレール ✓	蛍池 ⇄ 大阪空港	400円	有・無	② 200 × 2
	ANA ✓	伊丹 ⇄ 羽田	27,960円	有・無	
	東京モノレール ✓	羽田 ⇄ 浜松町	1,038円	有・無	⑤ 519 × 2
	JR ✓	浜松町 ⇄ 新橋	292円	有・無	④ 146 × 2
	東京メトロ ✓	新橋 ⇄ 虎ノ門	356円	有・無	④ 178 × 2
		～		有・無	
合 計			30,446円	✓	

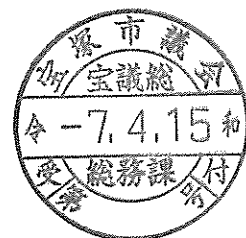
※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

人	泊	金額	計	円
7	交通費	ガソリン代		円
		高速代		円
		駐車場代		円
		自動車借上料		円
計				円

【記入要領】

- ア 要請・陳情活動を実施した場合、この報告書を作成すること。
- イ 要請・陳情活動の成果、所見等については別紙を添付すること (書式は任意)。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額 (13,000円) 以内で現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車 (バイクを含む) 等を利用した場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。



出張調査（要請・陳情活動）報告書（別紙）

日 時	令和6年 9月18日（水） 14時30分～14時50分
調査先（研修・研究会会場） ・文部科学省 盛山正仁文部科学大臣（安江伸夫文部科学大臣政務官対応） 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学大臣政務官室にて	
<要請・陳情活動の報告> 文部科学大臣 要望 令和6年 9月18日（水） 14時30分～ 14時50分（20分間） 〔安江伸夫文部科学大臣政務官要望面談〕 政務官室にて	
<要請・陳情活動の概要> 令和7年度予算編成に対する要望 1 文部科学省所管の個別施設計画に計上した事業への着実な財政支援について 2 統廃合に伴って閉鎖した施設の解体撤去と学校統合や小中一貫校の整備に係る財政支援の拡充について 3 中学校の部活動の地域移行に係る財政支援制度の拡充について 4 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーによる教育相談に係る財政支援制度の拡充について 5 医療的ケア児の受け入れに関する看護師配置に係る財政支援制度の拡充について 6 GIGAスクール構想により整備したICT機器の維持管理と更新に要する経費と教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステム導入及び維持管理に係る経費など、ICT環境の維持管理と更新等に関する事業に係る財政支援について	
<所感> 昨年に引き続き、文部科学大臣宛宝塚市の令和7年度予算要望に公明党議員団として同行することとなった。長寿命化改修工事、トイレ改修工事、グラウンド改修工事などの教育環境の質的向上並びに子どもたちが抱える様々な課題に対する組織的な支援等様々な教育活動の充実を図るためには、当然国からの財政支援は必要不可欠であり、本市の教育行政の推進に係る予算の確保に繋がるよう大いに期待するものである。	



文部科学大臣政務官

参議院議員



安江 伸夫

領収書

WEB 933f25246f-SF2EH-144248-2-1100

表示日 2024年09月19日(木)

ミヤケ コウジ

様

金額 ¥27,960- (税込)
コンビニ支払い
(消費税10%対象 ¥27,960- (税込))

航空券番号 1010410731763016 1010410731763020

照会番号 WHNWDZ

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2024年09月04日(水)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB 933f25246f-SF2EH-144248-2-1100

表示日 2024年09月19日(木)

ご搭乗者名/照会番号

ミヤケ コウジ様 (WHNWDZ)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2024年09月18日(水)	ANA018	大阪(伊丹) - 東京(羽田)	普通席	(往復)バリュー7J	¥13,980-	2024年09月04日(水)
2024年09月18日(水)	ANA039	東京(羽田) - 大阪(伊丹)	普通席	(往復)バリュー7J	¥13,980-	2024年09月04日(水)

合計金額

¥27,960-



文部科学大臣
盛山 正仁 様

令和7年度予算編成に対する要望

令和6年9月18日

兵庫県宝塚市

令和7年度予算編成に対する要望

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、子どもたちの健やかな育成のためご活躍されていることに心より敬意を表します。

さて、毎年のように記録を更新する最高気温や線状降水帯の発生に伴う大雨などへ対応するためには、空調設備の計画的な更新や屋上防水等の改修工事が必要となります。

本市では令和3年3月に策定いたしました「宝塚市学校施設長寿命化計画」により、教育環境の質的向上と効果的な長寿命化対策の実施により、学校施設の維持管理に係るトータルコストの縮減及び財政負担の平準化に取り組んでいます。

また、子どもが抱える様々な課題に対する組織的な支援、医療的ケア児の受入れ、GIGAスクール構想の推進など、様々な教育活動に取り組んでいます。

こうした取組について、更に発展的かつ計画的に推し進めていくためには、文部科学省の深いご理解とご指導が必要であり、以下に掲げる事業は、いずれも本市の教育行政の維持・向上には必要不可欠な事業でありますので、令和7年度の予算編成に際し、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

一 文部科学省所管の個別施設計画に計上した事業への着実な財政支援について

- ① 本市では、昭和 40～50 年代の人口急増期に建設された学校が数多く、既に築 30 年以上の建物が保有面積の 9 割以上を占めています。
- ② 学校のトイレは古く、悪臭等から使用を控えるなど、児童生徒の健康面にも影響を及ぼすことから、学校トイレの洋式化に併せて乾式化についても取り組んでいます。
- ③ 学校施設の改修工事等には多大な費用負担を要するため、国庫支出金が重要な財源となっています。
- ④ そのため、令和 7 年度に計画している個別施設計画に計上した別紙「令和 7 年度 学校施設環境改善交付金の採択を希望している事業一覧」について、着実な財政支援をお願いします。
- ⑤ 今後、国において令和 6 年度の補正予算が講じられた場合、本市では、令和 7 年度の個別施設計画に計上した別紙の事業を令和 6 年度に前倒しして交付申請することとしていますので、採択いただきますようお願いいたします。

(工事種別)	(概算工事費)	(交付金額)
長寿命化改修工事 (6校)	908,199,000円	130,226,000円
予防改修工事 (4校)	322,593,000円	107,530,000円
トイレ改修工事 (8校)	345,800,000円	88,139,000円
空調更新工事 (3校)	196,000,000円	60,878,000円
LED更新工事 (4校)	135,300,000円	45,097,000円
エレベーター更新工事 (3校)	98,000,000円	16,840,000円
グラウンド改修工事 (3校)	137,320,000円	45,772,000円
合 計	2,143,212,000円	494,482,000円

二 統廃合に伴って閉鎖した施設の解体撤去と学校統合や小中一貫校の整備に係る財政支援制度の拡充について

- ① 本市では、少子化の影響によって児童生徒数の減少が顕著な地域があり、令和3年4月に2つの小学校を1つに統合し、閉鎖した1つの学校の解体撤去の財源確保に苦慮しています。
- ② まずは、閉鎖施設の有効活用を検討していますが、当該施設の用途地域や立地の関係から、結局、解体撤去以外の選択肢がなく、閉鎖の数年後に解体撤去しなければならないことになります。
- ③ 現在の交付金制度では、統合に伴って解体する学校にのみ適用され、有効活用を検討するために数年間留保した場合には適用されません。
- ④ また、統合後、速やかに解体撤去を行った場合でも、解体工事の補助対象面積は、統合後に使用する学校の施設内部の改修工事の面積が限度とされています。
- ⑤ 閉鎖後の学校施設の解体撤去についての財政支援制度の拡充に併せて、学校施設の統廃合や小中一貫校の整備に係る公立学校施設整備費負担金事業についても財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。
- ⑥ この他、文部科学省におかれては「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」において、学校施設の長寿命化とあわせて、学校規模の適正化や他の公共施設との複合化、さらに管理運営面の改善など、部局を横断したコストの最適化を図ることで、限られた予算を有効活用することが示されています。

また、令和3年1月26日の中央教育審議会答申においても、「地

域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進」が求められている中、「地域コミュニティ拠点形成等の観点から他の公共施設との複合化・共用化など、計画的・効率的な施設整備を進める必要がある」と示されています。

- ⑦ 本市では、小規模化した学校から、順次、小中一貫教育（義務教育学校の創設）に取り組んでいく予定としています。そのため、小学校区と中学校区の整合を図り、併せて学校を核としたまちづくりに視点を置いた通学区域の再編に取り組めます。この取組に併せて上記⑥に示した解説書や中央教育審議会答申にもあるように、学校施設と公共施設の複合化についても検討しています。この学校施設と公共施設の複合化についての財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。

三 中学校の部活動の地域移行に係る財政支援制度の拡充について

- ① 本市では、令和4年12月のスポーツ庁、文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等に基づき、中学校部活動の地域移行に取り組んでいます。
- ② 現在、部活動では生徒会、PTA、市からの助成金を運営費とし、不足する場合は、部員の保護者から部費を徴収して運営に当たっています。
- ③ 学校部活動を地域に移行する地域部活動とした場合、それまで生徒会、PTAから受けていた助成が打ち切れ、市からの助成金だけの運営となるほか、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となることから、別途スポーツ保険等に

加入しなければなりません。

そのため、学校部活動では不要であった経費が、地域移行後には保護者へ負担を求めなければなりません。

- ④ こうした保護者負担を軽減するためにも、地域移行後の部活動に対する助成制度等の財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。

四 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーによる教育相談体制に係る財政支援制度の拡充について

- ① 本市では、学校だけでは対応が困難な問題や大きな問題に至らないものの、紛争予防の観点から、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、法的観点のみならず、教育や福祉等の視点を総合的に取り入れながら対応することとしています。
- ② そのため、教育委員会や学校が継続的に専門職（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）から助言を得ることで、適切かつ迅速に問題解決を図ろうとしています。特にスクールロイヤーについては、令和4年度から3人の弁護士を配置しており、数多くの問題解決に結びついています。
- ③ この専門職のうち、スクールカウンセラーは、県教育委員会から拠点校に年間210時間（年間35回、原則週1回）の配置となっています。しかし、この配置時間では多様化・複雑化する児童生徒の心の問題へのケアや教職員との連携には限界があります。
- ④ スクールソーシャルワーカーは、現在、国のスクールソーシャルワーカー活用事業により県内各教育事務所に配置されているほか、

県の「市町スクールソーシャルワーカー配置補助」によって、経費の1/3の補助金を交付していただけることになりました。

しかし、学校や家庭からのスクールソーシャルワーカーへの相談要望は年々増加しているほか、学校だけでは対応が困難な課題に対応するため、教育委員会への配置の必要性も増しています。

⑤ スクールロイヤーでは、子どもの最善の利益を守ることを目的とし、法的視点のみならず、福祉的視点、学校臨床等を総合的に考慮し、問題解決に向けて学校が助言を得て、対応が困難な問題に対して、適切かつ迅速に取り組んでいます。

⑥ 今後も増加傾向にある対応が困難な課題に対応するためには、専門職の更なる配置が必要となります。

⑦ 現在の国の補助制度では、スクールカウンセラーについては、都道府県と政令指定都市を対象とし、スクールソーシャルワーカーは都道府県、政令指定都市、中核市を対象としていますが、これらを全ての市区町村までを対象とすることと併せて、現在、全額を市費で負担しているスクールロイヤーの配置に係る財政支援制度の拡充及び創設について、ご検討をお願いします。

五 医療的ケア児の受け入れに関する看護師配置に係る財政支援制度の拡充について

① 本市では、特別支援学校での医療的ケア児の受け入れのほか、通常の市立小学校、中学校及び幼稚園においても受け入れを行っており、医療的ケア看護師として正規職員2人、会計年度任用職員（日額）5人を雇用して対応しています。

- ② この看護師のうち、会計年度任用職員（日額）5 人の人件費については、「切れ目ない支援体制整備充実事業」において、教育支援体制整備事業補助金（実支出額の 1/3）として財政支援を受けていますが、正規職員 2 人の人件費については、全額が市費負担として雇用しています。
- ③ 看護師を安定的に配置しようとした場合、会計年度任用職員（日額）では、継続的で安定的な雇用が困難な場合があります。
- ④ そのため、会計年度任用職員であっても月額雇用の雇用が出来るよう財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。

六 GIGA スクール構想により整備した ICT 機器の維持管理と更新に要する経費と教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステム導入及び維持管理に係る経費など、ICT 環境の維持管理と更新等に関する事業に係る財政支援について

- ① 国においては、令和元年度及び令和 2 年度の補正予算をはじめ、「GIGA スクール構想」の実現に向けた予算措置がなされたことから、一定の整備が完了しましたが、端末の保守管理、学習支援等に係るソフトウェアのライセンス費用、周辺機器購入費用、通信費などの経常的経費、端末更新時の費用など、将来的な経費負担が課題となっています。
- ② 特に端末更新では、国が検討している BYOD 方式では、児童生徒が使用する端末が家庭の経済状況に左右され、様々な機種が混在することで、学校現場に混乱を招く恐れがあります。

- ③ また、教育情報セキュリティポリシーガイドラインに示されているクラウドサービスや認証によるアクセス制御を前提とした教育情報ネットワーク構成についても、構築費及び維持管理経費が大きな負担となっています。
- ④ さらに、物価高騰に伴う ICT 機器等の値上げへの対応も必要となることから、GIGA スクール構想の端末更新及び維持管理経費等についての財政支援制度の拡充について、ご検討をお願いします。

令和6年9月18日

宝塚市長 山崎晴恵



(別紙)

【令和7年度 学校施設環境改善交付金の採択を希望している事業一覧】

1 長寿寿命化改修工事

(1) 長寿命化改修工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立宝塚第一小学校	110,000,000円	16,119,000円	
② 宝塚市立宝塚小学校	150,000,000円	18,010,000円	
③ 宝塚市立安倉小学校	150,950,000円	30,059,000円	5②と併行実施
④ 宝塚市立長尾台小学校	91,344,000円	27,954,000円	
⑤ 宝塚市立南ひばりガ丘中学校	242,410,000円	22,033,000円	
⑥ 宝塚市立養護学校	163,495,000円	16,051,000円	3③と併行実施
合 計	908,199,000円	130,226,000円	

(2) 予防改修工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立小浜小学校	73,596,000円	24,532,000円	4①、6①と併行実施
② 宝塚市立すみれガ丘小学校	75,297,000円	25,099,000円	2④と併行実施
③ 宝塚市立山手台小学校	92,225,000円	30,741,000円	2⑤と併行実施
④ 宝塚市立長尾中学校	81,475,000円	27,158,000円	
合 計	322,593,000円	107,530,000円	

2 トイレ改修工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立良元小学校	66,600,000円	14,685,000円	
② 宝塚市立売布小学校	12,600,000円	2,778,000円	
③ 宝塚市立長尾南小学校	12,600,000円	2,778,000円	
④ 宝塚市立すみれガ丘小学校	70,000,000円	20,241,000円	1(2)②と併行実施
⑤ 宝塚市立山手台小学校	49,500,000円	15,876,000円	1(2)③と併行実施
⑥ 宝塚市立御殿山中学校	15,600,000円	3,439,000円	
⑦ 宝塚市立光ガ丘中学校	48,900,000円	12,202,000円	4③と併行実施
⑧ 宝塚市立山手台中学校	70,000,000円	16,140,000円	4④と併行実施
合 計	345,800,000円	88,139,000円	

3 空調更新工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立仁川小学校	102,000,000円	29,744,000円	
② 宝塚市立西山小学校	70,000,000円	23,333,000円	
③ 宝塚市立養護学校	24,000,000円	7,801,000円	1(1)⑥と併行実施
合 計	196,000,000円	60,878,000円	

4 LED更新工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市小浜小学校	15,400,000円	5,133,000円	1(2)①、6①と併行実施
② 宝塚市立高司小学校	32,450,000円	10,816,000円	
③ 宝塚市立光ガ丘中学校	46,200,000円	15,399,000円	2⑦と併行実施
④ 宝塚市立山手台中学校	41,250,000円	13,749,000円	2⑧と併行実施
合 計	135,300,000円	45,097,000円	

5 エレベーター更新工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立未成小学校	45,000,000円	7,087,000円	1(1)③と併行実施
② 宝塚市立安倉小学校	45,000,000円	7,087,000円	
③ 宝塚市立高司中学校	8,000,000円	2,666,000円	
合 計	98,000,000円	16,840,000円	

6 グラウンド改修工事

学 校 名	概算工事費	交付金額	備考
① 宝塚市立小浜小学校	33,673,000円	11,224,000円	1(2)①、4①と併行実施
② 宝塚市立中山台小学校	52,180,000円	17,393,000円	
③ 宝塚市立丸橋小学校	51,467,000円	17,155,000円	
合 計	137,320,000円	45,772,000円	

合 計	概算工事費	交付金額	備考
	2,143,212,000円	494,482,000円	

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和7年度要求・要望額

2,048億円

+ 事項要求

(前年度予算額

683億円)

文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- 中・長期的な将来推計を踏まえ、首長部局との横断的な協働を図りながら、トータルコストの削減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)

具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ (1/3→1/2) の時限延長 (令和11年度まで)
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長 (令和11年度まで)

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +19.6%

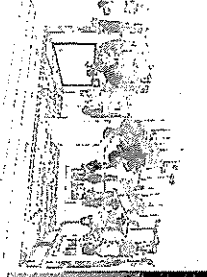
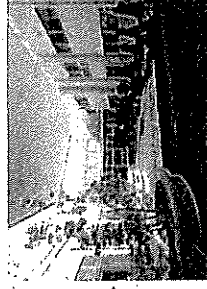
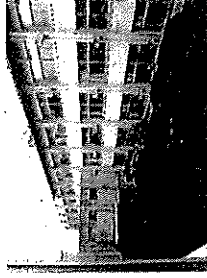
小中学校校舎 (鉄筋コンクリート造の場合)

R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:354,100円/㎡

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

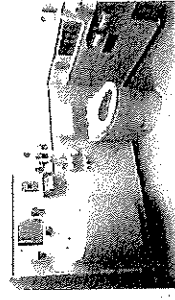


激甚化・頻発化する災害への対応



能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備

1
新しい時代の
学校施設

公立学校施設
の整備

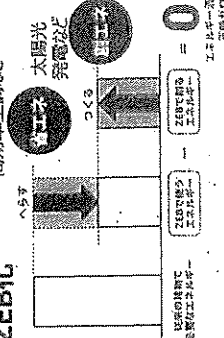
2
国土強靱化

3
脱炭素化

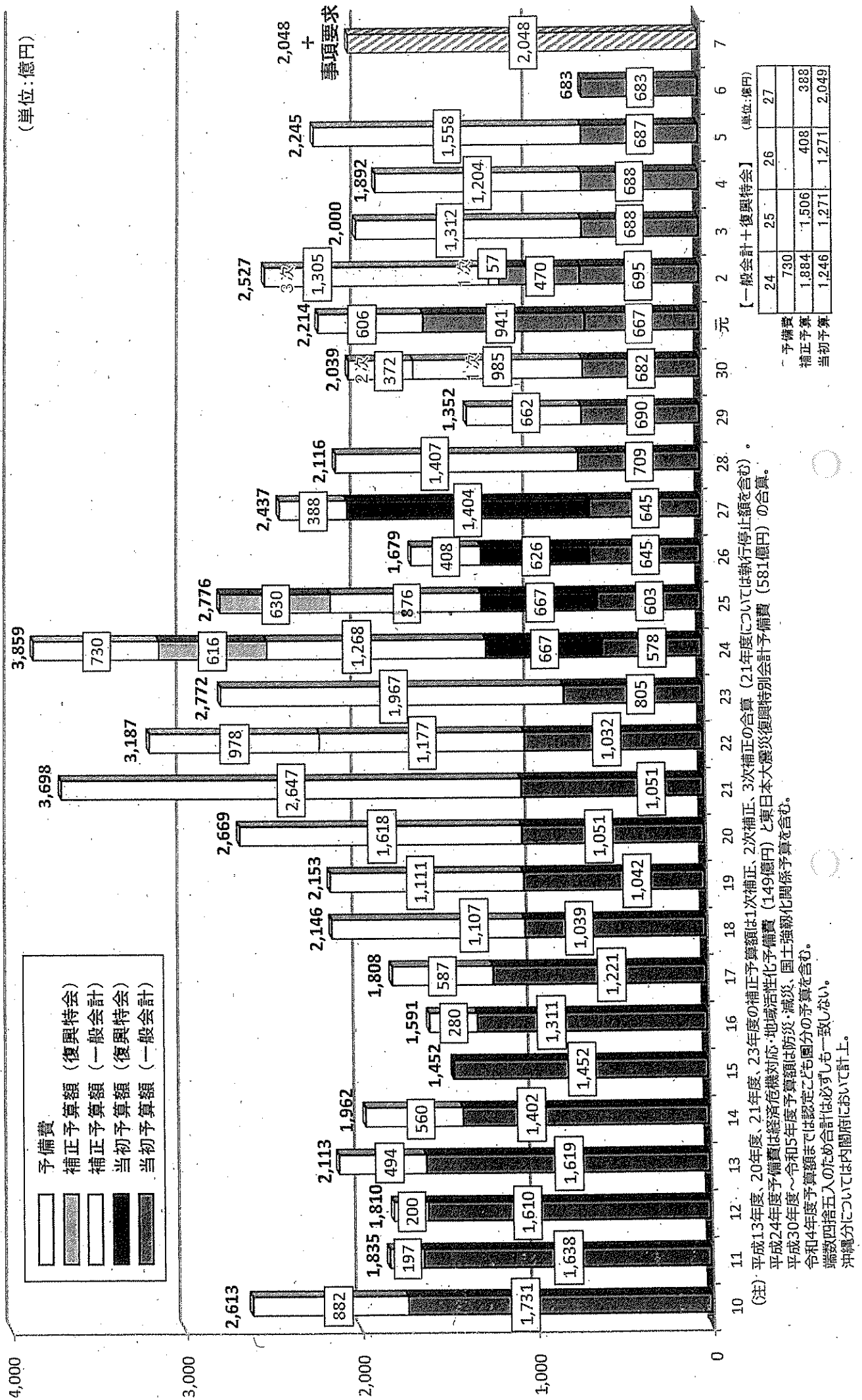


柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

学校施設の
ZEB化



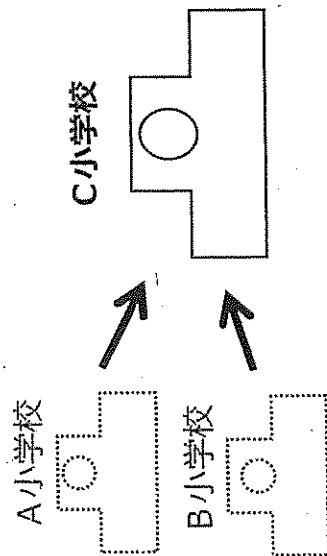
公立学校施設整備費予算額の推移（平成10年度～、和7年度概算要求）



公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

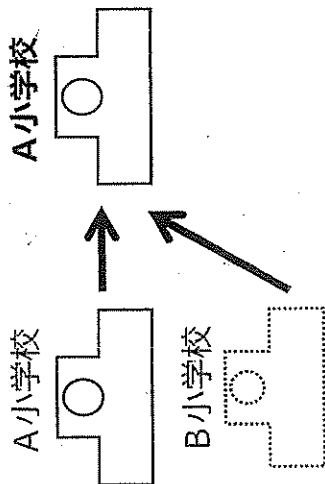
- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しよとすることに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担（原則 1 / 2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する既存建物の改修についても、国庫補助を行っている（原則 1 / 2）。

【パターンA:新しい敷地に統合する場合】



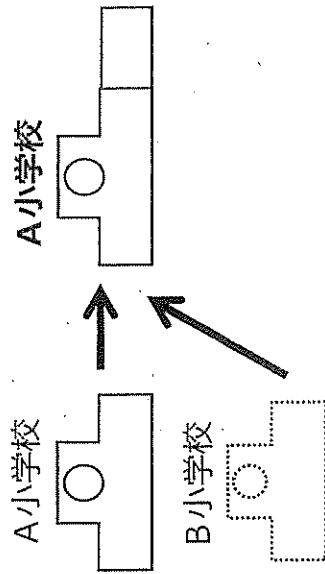
公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

【パターンB:既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合】



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則 1 / 2 の国庫補助。

【パターンC:既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合】



公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。

※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則 1 / 3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新増築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。
- ・ まちづくりの計画と一体となって施設整備を行う場合は、国交省都市局所管の都市構造再編集中支援事業を活用できる可能性がある。

詳細は右記リンクを参照。【国交省HP : https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html】 3

⑥ 除却事業

対象事業

- 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却
- ※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：令和4年度～令和8年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

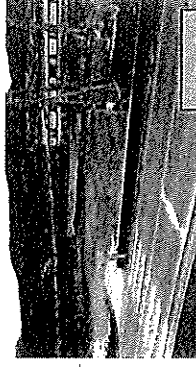
○ 除却例1



公民館



除却



更地

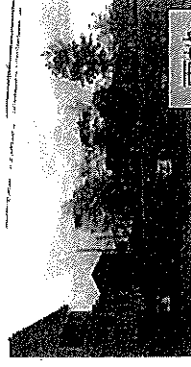
○ 除却例2



児童館



除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置

除却事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

一般財源

※交付税措置なし

＜参考＞地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものとする経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

公立学校施設の整備（令和４年度制度改正）

公共施設との複合化・集約化に係る制度改正について

公共施設の中で最も保有面積の割合が高い学校施設は、その整備方針が公共施設全体の整備計画に大きな影響を与えるが、一方で他の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設など）と機能面等で多くの共通点もある。

そのため、学校施設を中心に公共施設の複合化・集約化に取り組むことで、公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト削減が図られることから、当該事業に対して補助率の引き上げを行う。

制度改正の概要

＜対象事業＞

- ・改築事業（危険、不適格）：現行 1 / 3 ⇒ 引き上げ後 1 / 2
- ・長寿命化改良事業（長寿命化）：現行 1 / 3 ⇒ 引き上げ後 1 / 2

＜対象施設＞

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園の校舎・園舎、体育館

＜補助要件＞

- ・複合化等の相手方となる公共施設（既存建物）の延床面積が 10%以上削減されること。

※複数の公共施設が対象になる場合、総面積で 10%以上削減されること。

- ・複合化等の相手方は、学校以外の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設 等）とする。

＜留意事項＞

毎年度の予算状況等を踏まえ、補助要件を満たす事業についても事業採択の調整を行う場合がある。
その際、採択基準は、以下の 2 つの観点から総合的に判断する。

① 削減する平米数の大きい事業を優先する。

② 学校施設環境改善交付金の対象外の公共施設を優先する。

※調整の実施は、申請の前年度に行うこととし、具体的な内容・日程等の詳細については、別途、連絡する。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動の行 に向けた環境の一体的な整備



令和7年度要求・要望額 69億円
前年度予算額 32億円

方向性 目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができ
る機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証

46億円 (12億円)

各都道府県、市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配
置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実
証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を加速する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

- ① 体制整備
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働
活動推進員等の連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の
確保
- ② 指導者の質の
保障・量の確保
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- ③ 関係団体・分野との連携強化
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術
団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし
協力隊
 - まちづくり、地域公共交通
- ④ 参加費用負担
支援等
 - 困難世帯の支援
 - 費用負担の在り方
管理方法
- ⑤ 学校施設の
活用等
 - 効果的な活用や
管理方法

- ⑥ 面的・広域的
な取組
 - 複数種目・シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- ⑦ 内容の充実
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組

※ 実証事業2年目、3年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけでなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主
財源からの支出、企業等からの寄付などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を越えた取組など、地域の実情に応じた最適な体制整備の取組を推進。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応
を推進する。

- ＜主な政策課題＞
- ・多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供(マルチスポーツ
環境等の整備)
 - ・高校の連携やユニバーシティからシニアまでの多世代での取組
 - ・スクールバスや地域公共交通との連携
 - ・不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
 - ・「レナ」の活用を含めた安全確保の体制づくり
 - ・企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
 - ・持続的な運営を担うマネジメント人材の育成

(2) 課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセス明確化、整備促進等

- ・事業成果の普及と方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の具体化
- ・地域クラブ活動のモデル構築・プロセスの明確化、持続的・安定的な運営に向けた仕組みづくり
- ・複数自治体が連携した地域クラブ活動の整備促進方策の展開、全国的な取組の推進 等

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
※2 エコニクススクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用。

II. 中学校における部活動指導員の配置支援

20億円 (18億円)

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒の二
足を踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実

17,500人 (運動部：14,000人、文化部：3,500人) ※1

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

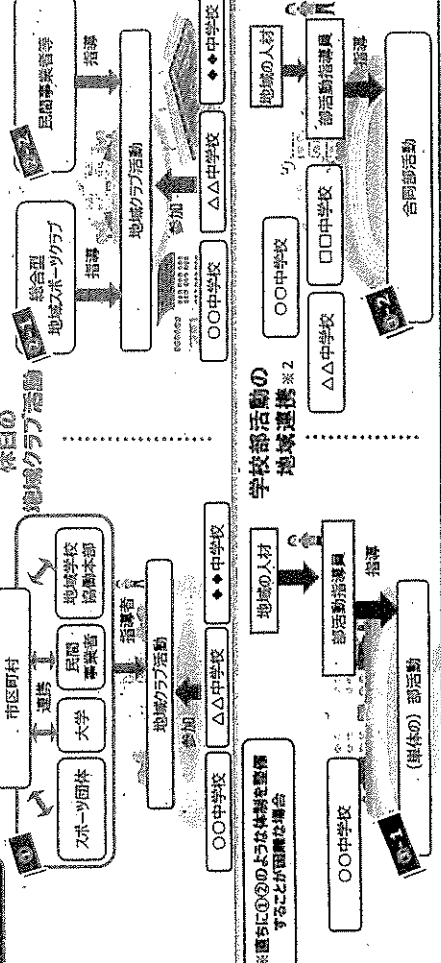
3億円 (3億円)

- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。
- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
- ・子供たちの多様なスポーツ機会創出(マルチスポーツ)、デジタル動画によるサポート体制整備。

方向性

- ① 令和5年度 ② 令和6年度 ③ 令和7年度
- 改善推進期間
- 地域クラブ活動の充実
- ・指導者の質の向上、運動部指導員の確保、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析
・成果の普及、進捗状況の検証、地域クラブ活動の整備促進、全国的な取組の検証

体制例



※ 本資料における「スポーツ」には、障害者スポーツ、「文化芸術」には、障害者芸術、「中学校」には特別支援学校中学校部等を含む。
体制例は、あくまでも一例である
(担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当))

